

空き家バンク登録物件の家財道具等の処分運搬及び屋内外の環境整備（片づけ）に要する費用の一部を補助する制度です。  
片づけに要する経費の4分の3以内、**最大15万円**を補助します。

## 補助対象者

空き家等所有者、又は所有者から購入（賃貸）する個人等で以下に該当する方

- ・空き家バンクに登録又は2年以上登録を行おうとする空き家等所有者
- ・申請日の住所地で、市区町村民税等の滞納が無い方
- ・空き家バンク物件の購入又は2年以上の賃貸借契約を締結した方  
ただし、3親等以内の親族の購入又は賃借を除く。

## 補助率・限度額

補助対象経費4分の3以内・上限15万円

- ・補助金は予算の範囲内で交付します。（千円未満切り捨て）
- ・制度内容について、変更になる場合があります。

## 補助対象事業（補助条件）

- ・実施業者は、町内に事務所・事業所を有する法人又は個人事業者に限る。
- ・交付決定を受けた日の属する同一年度内に完了すること。
- ・補助金の交付は、同一物件に対して1回限りとする。
- ・補助金の交付回数は、同一申請者（同居人を含む）に対して1回限りとする。
- ・賃貸の場合は、物件所有者の同意を得た場合に限る。
- ・賃貸業、大家業又は転貸の目的でないこと。
- ・暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 補助対象経費

空き家の片づけに要する以下の経費

- ・ごみ処理手数料 ・収集・運搬料
- ・特定家庭用機器リサイクル料
- ・廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等
- ・敷地内の樹木伐採
- ・草刈り等の環境整備にかかる費用

## 交付申請（申請期限）

### \* 交付決定前の着工は対象外

- ・空き家等利活用片づけ事業補助金交付申請書一式を役場企画課へ提出してください。  
**必ず、申請前に企画課までご相談ください。**
- ・申請期限は、空き家等の購入（賃貸）成約日から**3年以内**です。

## 返還命令 \* 重要

- ・この要綱に反したときや虚偽申請等があった場合、補助金の全額若しくは一部返還となりますのでご注意ください。